

関係各位

輸出入申告における通関関係書類の簡素化に係る取扱いについて
(区分1とされた申告に係る通関関係書類の提出省略等ガイドライン)

平成24年度関税改正に伴い、本年7月1日より実施されている輸出入申告における通関関係書類の簡素化に係る取扱い(区分1「簡易審査扱い」とされた申告に係る通関関係書類の提出省略等)につきまして、11月1日以降、下記のとおり取り扱うこととしますので、お知らせします。

記

1. 輸出入申告のうち区分1とされた申告に係る通関関係書類の取扱い

輸出入・港湾関連情報処理システム(以下「NACCS」という。)を利用して行われた輸出入申告のうち、区分1とされた申告に係る通関関係書類は、次に掲げるものを除き、原則として税関へ提出する必要はありません。なお、誤って税関へ提出された場合には、速やかに当該書類を提出者へ返却する扱いとなりますので、ご注意ください。

<提出を要する通関関係書類>

輸出入許可通知書の審査区分欄の数字「1」の後に、「Y」が表示された申告に係る通関関係書類は提出を要します。また、「Y」が表示されていない申告に係る通関関係書類であっても、輸出入許可後、税関が申告内容を確認する必要があると判断した輸出入申告に係るものについては、提出が必要となります。

通関関係書類の提出を要する輸出入申告は、次のとおりです。

イ. 輸入申告

(イ) 他法令関係

- ・ 関税法第70条に規定する他法令の許可、承認、検査の完了又は条件の具備を証明するために書類の提出を要する申告
- ・ 他法令等の規定により他法令非該当貨物であることの証明又は税関において用途確認を要するために書類の提出を要する申告等

(注) 他法令関係貨物の提出の要否及び申告事項登録時の入力事項等の詳細については、別途周知しているとおりです。

(ロ) 減免税関係

- ・ 関税定率法又は関税暫定措置法その他関税に関する法令の規定により関税の軽減、免

除又は払戻しを受けようとする場合であって、輸入申告の際に所定の書類の提出を要する申告

- ・ 内国消費税の免除を受けようとする貨物の場合で、その免除を受けるために輸入申告の際に免税承認申請書、証明書又は未納税引取承認申請書の提出を要する申告

(A) 原産地関係

- ・ E P A 税率又は特惠税率の適用を受けようとする貨物であって、原産地証明書の提出を要する申告
- ・ 協定税率の適用を受けようとする貨物であって、原産地証明書の提出を要する申告

(二) 関税割当関係

- ・ 関税定率法第9条の2及び関税暫定措置法第8条の6の規定による関税割当制度の適用を受けるために関税割当証明書の提出を要する申告

(ホ) 会計検査院提出用

- ・ 1品目に対する関税額又は内国消費税額が300万円以上の申告
- ・ 1品目に対する関税額又は内国消費税額について100万円以上の税額を軽減し又は免除する申告

(ハ) その他

(イ) ～ (ホ) のほか、輸入申告の際、法令等により書面による提出を要する申告

(補足) 蔵入 (I S) 承認及び蔵出輸入 (I S W) 申告等について

- ・ I S 承認申請の際に原本確認を要する書類がある場合は、通関関係書類の提出を要します。
また、当該 I S 承認申請時に書類を提出した I S 承認貨物に係る I S W 申告 (例：他法令該当貨物に係る I S W 申告、特惠税率適用 I S W 申告等) についても、通関関係書類の提出を要することになります。
- ・ 移入 (I M ・ I M W) 、総保入 (I A ・ I A W) 、展示等承認に関しても I S ・ I S W と同様の取扱いとします。

ロ. 輸出申告

(イ) 他法令関係

- ・ 関税法第70条に規定する他法令の許可、承認、検査の完了又は条件の具備を証明するために書類の提出を要する申告
- ・ 他法令等の規定により他法令非該当貨物であることの証明又は税関において用途確認を要するために書類の提出を要する申告等

(注) 他法令関係貨物の提出の要否及び申告事項登録時の入力事項等の詳細については、別途周知しているとおりです。

(ロ) 減免税関係

- ・ 関税定率法又は関税暫定措置法その他関税に関する法令の規定により関税の軽減、免除又は払戻しに関連して輸出申告の際に所定の書類の提出を要する申告
- ・ 内国消費税（消費税及び地方消費税を除く。）の輸出免税等を受けるために書類の提出を要する申告

(ハ) その他

- (イ) 及び (ロ) のほか、輸出申告の際、法令等により書面による提出を要する申告

《参 考》

輸出入通関関係書類の提出要否の判断材料

「提出要否判断のための NACCS コード一覧表」（別添）

2. 提出の時期及び提出先

前記 1. により提出を要する通関関係書類については、従来どおり、輸出許可後又は輸入申告後 3 日以内に、申告官署の通関部門又は輸出入者等が希望する官署の通関総括部門等に提出して下さい。

3. 申告官署の通関総括部門における税関管理資料の窓口配備

通関関係書類の提出の要否が容易に判別できるよう、「輸出申告簡易審査一覧表」及び「輸入申告簡易審査一覧表」を、申告官署の通関部門等の窓口に配備（毎朝通関窓口に配備）します。

通関業者等は、当該一覧表により提出の要否を確認のうえ、当該一覧表の該当箇所を消し込む等、提出漏れがないこと等を確認して下さい。

4. 証明書類交付の取扱い

通関関係書類の提出を要しないこととなった申告に係る関税法第 102 条に係る証明については、証明書類交付申請の際に、当該通関関係書類を提示したうえで税関による証明交付を受けることとなります。なお、税関に提示された書類については、証明書類交付後、提出者へ返却することとなります。

以 上

【問合せ先】大阪税関業務部

- 通関総括第 1 部門（輸入貨物・郵便物）
電話 06-6576-3314
- 通関総括第 2 部門（輸出貨物）
電話 06-6576-3209
- 通関総括第 3 部門（減免税及び他法令関係）
電話 06-6576-3317